

財産評価基本通達総則6項の適用のあり方

——最近の判例・裁判例の検討を中心に——

貝 渕 友 紀

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース)

目 次

はじめに

第1章 相続税法上の時価概念と財産評価基本通達の意義

第1節 相続税法上の「時価」の概念

第2節 財産評価基本通達の意義

第3節 財産評価基本通達の法的性質

第2章 財産評価基本通達における総則6項の位置付け

第1節 財産評価基本通達における総則6項の意義

第2節 財産評価基本通達における総則6項の適用要件

第3節 「特別の事情」の内容と判定基準

第3章 最判令和4年4月19日の紹介及び検討

第1節 事 実 概 要

第2節 判 旨

第3節 本判決の評価と射程

第4章 総則6項をめぐる最近の裁判例

第1節 東京高判令和6年8月28日

第2節 東京高判令和7年6月19日

第3節 両事案の検討

第5章 総則6項の適用のあり方の再検討

第1節 平等原則との関係

第2節 総則6項の適用が認められた事情

第3節 総則6項の適用のあり方

おわりに

はじめに

相続税において課税標準を算定する際には、相続財産の評価が重要な意味を持つ。相続税法22条は、相続税の課税価格となる相続財産の価額は、特別に定める場合を除き、相続開始時における財産の「時価」による評価を求めているが、その時価の具体的な評価方法は明文で定められていない。そのため、実務上は相続財産評価の一般の基準として、国税庁が定める財産評価基本通達（以下、「評価通達」という。）が広く用いられている。この通達は、財産評価の基本的な方針を定めた上で、納税者間の公平の維持、納税者および租税行政庁双方の便宜、徴税費の節減等の観点から各種財産について画一的かつ詳細な評価方法を定めている¹⁾。

しかし、評価通達に基づく評価が実際の経済的価値と著しく乖離し、相続財産の適正な評価を損なう場合がある。こうした例外的状況に対処するために、評価通達では同評価通達総則6項（以下、「総則6項」という。）を設け、通達の定める評価方法を用いることによって「著しく不適當」と認められる場合には、通達によらない評価を行うことを許容している。もっとも、総則6項の適用は、路線価等による評価が過度な節税や租税回避であると課税庁が判断した場合に、課税庁が通達評価を否認し、納税者にとって不利益な評価を採用する根拠として機能することがあり、従来から租税法律主義および平等原則との関係で問題視されてきた²⁾。通達は、行政内部の取扱基準であって、法源性はなく、その中でも総則6項は、通達評価が「著しく不適當」と認められる場合に適用されるという例外的な規定であるにもかかわらず、納税者の評価通達に従って算定した評価額を是正する根拠として用いられてきた経緯がある。

このような状況の下、最判令和4年4月19日³⁾（以下、「最高裁令和4年判決」という。）は、評価通達及び総則6項の適用に関して重要な判断を示した。本判決は、評価通達の法源性を否定し、その上で、通達によらな

い評価に基づく課税処分が、憲法上の平等原則に適合するか否かについての初めての最高裁の判断として重要な意義を有する⁴⁾。本件は、租税回避目的で借入れ・不動産購入を2件実施し、それにより税負担額が基礎控除の範囲内まで減額され、その結果、税負担額が0円まで圧縮されるという事案であった。これに対し、最高裁は平等原則の観点から、租税負担の公平性を検討し、評価通達による画一的な評価を行うことによって、他の納税者との間において看過し難い不均衡が生じ、実質的な平等原則を損なうことになるため、その不均衡を是正する手段として総則6項の適用による処分が妥当であるという判断を下した。

この判決を受けて、国税庁は総則6項の解釈を再検討し、令和4年7月に事務運営指針を公表した⁵⁾。これにより、課税庁による相続税の財産評価の通達によらない評価の適用、すなわち総則6項による処分が積極的になされるようになった。その結果、納税者が通達に基づいて評価したにもかかわらず、課税庁がこれを否認する事案が増加し、実際に複数の争訟に発展している。とりわけ、直近の東京高判令和7年6月19日⁶⁾では、総則6項の適用要件やその認定をめぐって地裁と高裁において判断が分かれており、上告審が注目を集める状況となっている。

そもそも総則6項は、「著しく不相当」と認められる場合に限って、例外的に適用される規定であり、国税庁長官に指示を仰ぐ必要があることから、特別な手続であることに異論はない。それでもなお適用が認められる場合に、平等原則の観点から、形式的に平等な評価によって実質的な租税負担の公平が著しく阻害され、その結果として納税者との税負担額の不公平が生じる場合に限って例外的に適用が認められる余地があると考えられる。ただし、その公平が阻害される程度については厳格に検討されることが求められ、課税庁及び裁判所の慎重な適用及び判断が不可欠である。そこで、本論文においては、総則6項の適用のあり方を明らかにすることを目的とする。

本論文では、第1章において、相続税法22条における「時価」の概念お

よび評価通達の意義と法的性質にふれた上で、第2章では、総則6項の法的構造と適用要件を整理・検討する。第3章では、最高裁令和4年判決を紹介・検討し、第4章において、東京高判令和6年8月28日⁷⁾と東京高判令和7年6月19日を分析する。そして、第5章において、改めて総則6項の適用のあり方を論じることとする。

第1章 相続税法上の時価概念と財産評価基本通達の意義

本章では、第1節において、相続税法22条における時価の概念およびその法的性質について検討し、第2節では、評価通達の内容と意義を述べる。さらに第3節において、その評価通達の法的性質を整理する。

第1節 相続税法上の「時価」の概念

相続税法22条は、相続又は贈与により取得した財産の価額を「取得の時における時価」による旨を定め、時価主義を採用している⁸⁾。すなわち、課税価格は、原則として相続時または贈与時の「時価」に基づいて算定される⁹⁾。そして、同法23条から26条までは、地上権等の一部財産についての価額の算定方法を規定している¹⁰⁾。

時価の解釈について、現在では、学説及び判例においても、「時価」は客観的交換価値と解されている¹¹⁾。

この客観的交換価値としての時価を評価するにあたって、各財産の個別の状況に即した評価を行うことによってこそ、相続税法が要請する時価に基づく適正な課税が実現されると考えられる¹²⁾。しかしながら、相続税法は各財産の具体的な算定方法に関する詳細な規定は設けられておらず、納税者が客観的交換価値を算定することは困難である。そのため、現在の実務においては不動産や株式等の財産の評価基準として、評価通達が広く用いられている。

第2節 財産評価基本通達の意義

現行の評価通達は、昭和39年4月に発出された相続税財産評価に関する基本通達¹³⁾を基礎としており、全8章から構成されている¹⁴⁾。特に総則1項(2)では、「時価」を「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」と定義し、「この通達の定めによって評価した価額による」としている。また、同項(3)は「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」と定めている。

ただし、実際に売買取引がなされていない財産について時価を推定することは、納税者にとってばかりか税務当局にとっても決して容易ではないため、何らかの推定準則が必要となる¹⁵⁾。そのため、評価通達の意義として、まず第1に、納税者及び税務行政上の便宜がある。第2に、納税者間の公平の維持である。すなわち、税務署間での評価実務を統一し、地域間で課税に不公平が生じないようにするための目安の必要性である¹⁶⁾。第3に、評価基準に従ってなされた申告については、評価額の妥当性に関して、基本的に確認する必要性等が低いとなれば、徴税費用の節減につながることは否定できない¹⁷⁾。

以上より、評価通達は、上記の意義から各種財産について画一的かつ詳細な評価方法を定めており¹⁸⁾、実務上の相続財産の「時価」を具体化する評価基準として重要な意義を有している。

第3節 財産評価基本通達の法的性質

通達は行政規則であり¹⁹⁾、その法的性質は、上級行政庁から下級行政庁への命令・指令にすぎず、国民に対する直接的拘束力を有するものではなく²⁰⁾、評価通達も同様に法源性はないことになる²¹⁾。ただし、税務通達に法源性はないが、税務行政組織内部においては拘束力を有している（国家公務員法98条1項、同法82条）。また、税務通達に従わない税務申告については更正処分等を甘受せざるを得ないため、納税者に対して税務通達に

従った納税申告を間接的に強制させていることになる。この点において、通達は課税庁部内における拘束力によって、納税者に対して一定の予測可能性を担保しているといえる。評価通達でも同様に、行政の内部規範であるにもかかわらず、それを前提として実務上は納税者も行動し、それが広範囲かつ継続的であることから、納税者に対しても、事実上の拘束力を有するものとされている²²⁾。

以上のように、評価通達は行政規則に該当するが、重要な意義を有しており、行政内部だけでなく納税者に対しても事実上、一定の拘束力がある。そして、原則として、評価通達によって算定された評価額が「時価」と推定されている。

一方で、画一的な評価方式による評価額が実態から著しく乖離する場合には、担税力に応じた課税の実現のために調整を要する。この調整機能を担うのが、次章でふれる評価通達総則6項の規定である。

第2章 財産評価基本通達における総則6項の位置付け

本章では、第1節で総則6項の意義、第2節では総則6項の適用要件を概観する。そして、第3節では、特にその適用要件としての「特別の事情」について検討する。

第1節 財産評価基本通達における総則6項の意義

評価通達において、総則6項では「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」と定められている。すなわち、通達評価が合理性を欠き、適切な評価をなし得ない場合の補完措置であると解され、評価通達上の包括的限定条項であるとされている²³⁾。

判例における総則6項の位置付けは、個別財産の客観的事情を踏まえた評価が合理的である場合には、通達と異なる評価であっても違法とはなら

ないとされている²⁴⁾。

しかし、相続財産の評価について評価通達によることができない「著しく不相当」な場合とはどのような場合か、確認する手続も定められていない²⁵⁾。また、「時価」の例外的な評価・決定の権限を国税庁長官に授権することとなっている²⁶⁾。

以上のように、総則6項は、評価基準制度の補完措置として機能しうるが²⁷⁾、納税者の予測可能性が十分に担保されていないという問題を内在している。

第2節 財産評価基本通達における総則6項の適用要件

総則6項は、その適用要件として、①「著しく不相当」と認められること、②「国税庁長官の指示を受けること」の2つを挙げている。本節では、前者の意義およびその判断基準を中心に検討する。

総則6項の創設の趣旨について、当時の担当官は、「財産の評価にあたっては、財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮すべき旨を明らかにするとともに、この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価することおよびこの通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価すべき旨を定めているが、いずれも評価の合理性、安全性を考慮したものである。」として、「右の『財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情』とは、たとえば、地役権が設定されているためその土地の価額が地役権の設定されていない土地に較べ交換価値が低いとか、あるいは刑場跡地であるがために他の土地に比して取引値段が低いとか……の事情を指す」とされている²⁸⁾。つまり、創設当時の趣旨としては、評価の合理性、安全性を担保することであり、そのための客観的交換価値への接近のための評価方法を定めることにあった²⁹⁾。

この点について、大淵博義名誉教授は、「当該評価対象の土地の地盤沈下や液状化被害が報道され、それがその地域の土地の取引価額に影響して

いることが明らかになった場合等、その事情が通達評価額に反映されていないために、通達評価額が『著しく不相当と認められる財産の価額』であるというのが、この通達の自然な文理解釈である。」と述べられている³⁰⁾。また、増田英敏教授は、時価の客観的減価要因が生じたにもかかわらず評価通達を適用することによって納税者の担税力が過大に算定されるとなると、租税公平主義の担税力に応じた課税に反することになるため、納税者に過重な税負担を強いることのないように、救済する措置が総則6項の創設の趣旨であったと位置付けられている³¹⁾。このような総則6項の創設の趣旨及び学説を踏まえると、同項は、評価通達による形式的な適用によって納税者に過大な税負担が強えられる場合に、それを是正する措置として導入された経緯がある。

一方、評価通達の逐条解説では、「適正な時価が評価基本通達の定める評価方法によって評価した価額を上回る場合のほか、下回る場合にも本項の適用があるものと考えられる。」³²⁾と説明されている。すなわち、同解説では、評価通達を形式的に適用することによって、納税者の実際の担税力に比べて過大に評価されている場合だけでなく、過小に評価されている場合にも「著しく不相当と認められる場合」に含まれると説明されている³³⁾。

総則6項の適用範囲について、東京高判平成5年1月26日³⁴⁾では、「控訴人らは、右の『著しく不相当』な場合の定めは、評価通達の定める時価よりも一般の時価の方が低い場合についてのものと解すべきであると主張するが、そのように解さなければならないとする根拠はない」として、客観的交換価値が通達上の評価額を上回る場合と下回る場合のいずれにも限定する必要はないことを判示している。ただし、評価通達に基づく評価額については、客観的交換価値を上回らないように安全性の配慮がされており、土地等の評価基準日が1月1日とされていてその年分の相続等について一律に適用され、また、対象財産の価額変動があること等からみて、客観的交換価値からの乖離の発生が容易に起こり得る³⁵⁾。この点について金子宏名誉教授は、評価通達による土地の評価について、「土地が一般的に

低く評価されている状況を前提にすると、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の土地についてのみ一般的評価水準をこえて高く評価することは、平等原則に反して違法となると解すべきである」と述べられている³⁶⁾。

また、東京高判平成25年2月28日³⁷⁾は、他の納税者との間で実質的な租税負担の公平を確保する合理的理由がある場合には、評価通達によらない評価を行うことも許容されるとし、総則6項の適用を認めている。

以上のように、総則6項の適用については、評価通達による形式的な適用によって納税者の担税力が過大、または過小に評価される場合にも適用される可能性がある。ただし、同項の創設当初には、通達評価額が納税者の実際の担税力に比べて過小に評価されている場合においても、同項が適用されることは想定されていなかったことを踏まえると、総則6項の適用においては特に慎重な判断が求められるものと考えられる。

第3節 「特別の事情」の内容と判定基準

前節では、評価通達の適用によって、納税者の担税力が過大または過小に評価される場合にも、総則6項が適用される可能性があることを述べた。そして、金子宏名誉教授は、「基本通達による評価が原則としては適法であるとしても、それが著しく合理性を欠き、基本通達によっては適切な評価をすることができないと認められる特別の事情がある場合には、『著しく不適當』と考えられ、他の合理的な方法によって通達の基準より高く、または低く評価することができると解すべき³⁸⁾」と述べられ、「特別の事情」の存在の有無によって、総則6項の適用の適法性が判断されるとしている。

評価通達による評価額と取引価額の乖離を利用した租税回避がバブル期を中心に横行し、総則6項を適用する課税処分をめぐる事案が増加した³⁹⁾。課税庁は従来、総則6項を適用し、評価通達の評価額を上回る時価を設定することはなかったが、平成4年頃から、時価評価の適正化という大義名分で、総則6項の適用による評価の個別妥当性を強調するようになってきた⁴⁰⁾。当時の裁判例の多くは、総則6項の適用要件である「著しく不適當」

という文言を「特別の事情」と言い換え⁴¹⁾、その事情として、租税負担の公平性、財産取得行為等の経済合理性、評価通達の趣旨との適合性等を考慮してきた⁴²⁾。

また、東京地判平成4年3月11日では、評価通達に定める方式によるのが原則であるが、評価通達の画一的適用による形式的平等が、かえって実質的公平を著しく害する場合は、評価通達によらないことが相当と認められるような「特別の事情」があると解され、その場合においては他の合理的な時価の評価方式によることが許されると判示した。

この「特別の事情」があると認められる判断に共通して見られる要素として、①評価通達を形式的に適用する合理性の欠如、②他の合理的な時価評価方法の存在、③両者の価格における著しい乖離、の3点が挙げられる⁴³⁾。

この総則6項の適用される「特別の事情」には、納税者が租税回避目的で通達の仕組みを利用し、人為的に価額操作した場合は含まれない。もっとも、租税回避とは、租税法規が予定していない異常ないし変則的な法形式を用いて税負担の減少を図る行為であり、租税法規が予定しているところに従って税負担の減少を図る節税とは区別される⁴⁴⁾。そして、法的根拠がない限り、租税回避行為の否認は認められないと解されている⁴⁵⁾。

評価通達は、相続税法22条の「時価」を解釈・適用するための通達として存在しているものであり、租税回避が存在することを理由に総則6項の適用を行うことは、相続税法22条を根拠に租税回避行為の否認を行うことになる。ただし、同条は財産の評価の原則を定める一般規定であり、当該規定を実質的な租税回避行為の否認規定と捉えるべきではない⁴⁶⁾。よって租税回避を企図したか否かというような主観的要素は本来総則6項の適用における判断の要素とすべきではない。そのような租税回避事案は相続税法64条の行為計算否認規定が設けられている以上、当該規定により法的に否認されるべきである⁴⁷⁾。なお、相続税法64条は同族会社の行為の計算の否認規定であり、同族会社以外の行為が問題となった場合には適用はない。

第3章 最判令和4年4月19日の紹介及び検討

本章では、近年における国税庁の総則6項の適用のあり方の見直しの契機となった最高裁令和4年判決を紹介及び検討する。第1節では、事案の概要にふれた上で、第2節で判旨を紹介し、第3節では本判決についての評価とその射程を検討する。

第1節 事実概要

本件被相続人は、当時94歳で死亡し、相続が開始した。本件被相続人の共同相続人は、本件被相続人の妻Q、長男X1、長女X2、次男R及び養子であるX3（原告、控訴人、上告人。以下、X1、X2、X3を総称して「Xら」という。）の5名であった。

本件相続に係る相続財産には、本件甲不動産と本件乙不動産が含まれていた。遺産分割が行われ、各不動産は本件被相続人の遺言によりX3が取得した。

本件甲不動産は、被相続人が総額8億3,700万円で購入したものであり、同日付けでU信託銀行から6億3,000万円を借り入れていた。本件乙不動産は、本件被相続人が総額5億5,000万円で購入したものであり、U信託銀行から3億7,800万円を借り入れていた。なお、U信託銀行がその際に作成した貸出稟議書には、ともに相続対策のため不動産購入を計画という旨の記載があった。なお、X3は本件乙不動産を総額5億1,500万円で売却した。

Xらは相続税申告において、評価通達の定める評価方法により、本件甲不動産通達評価額2億4万1,474円、本件乙不動産通達評価額1億3,366万4,767円（以下、「本件各通達評価額」という。）と評価して、本件相続に係る相続税（以下、「本件相続税」という。）の申告をした。

これに対し処分行政庁は、本件各不動産について総則6項を適用して、

他の合理的な評価方法に基づく評価額をもとに、Xらに対し、本件相続税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、本件相続税の各更正処分と本件各賦課決定処分を総称して「本件各更正処分等」という。）をした。

本件各更正処分等において、本件甲不動産の価額は、7億5,400万円（以下、「本件甲不動産鑑定評価額」という。）であり、本件乙不動産の価額は、5億1,900万円（以下、「本件乙不動産鑑定評価額」といい、本件甲不動産鑑定評価額と併せて「本件各鑑定評価額」という。）であった。この評価額は、いずれも不動産鑑定士により、算定されたものである。Xらは、本件各更正処分等の取消しを求めて、審査請求を経て出訴した。

本件は、評価通達の定める方法によらない評価が許されるための「特別の事情」の内容及び本件各不動産におけるその有無について争われた。

第2節 判 旨

1. 第1審：東京地判令和元年8月27日⁴⁸⁾

- ① 「相続税法22条の規定もいわゆる租税法の基本原則の一つである租税平等主義を当然の前提としているものと考えられることに照らせば、特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ、評価通達の定める評価方法以外の評価方法によってその価額を評価することは、原則として許されないものというべきである。」
- ② 「評価通達の定める評価方法によっては適切な時価を適切に算定することができないなど、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかである特別の事情（評価通達6参照）がある場合には、他の合理的方法によって評価することが許されるものと解すべきである。」
- ③ 「本件各通達評価額は、それぞれ、本件各鑑定評価額の約4分の1

（本件甲不動産につき約26.53%、本件乙不動産につき約25.75%）の額にとどまっている。」

- ④ 「本件各不動産の売買につき、市場価格と比較して特別に高額又は低額な価格で売買が行われた旨をうかがわせる事情等が見当たらないこと、……本件各鑑定評価は、……収益還元法による収益価格を標準に鑑定評価額を求めたものであること……をも勘案すれば、本件各通達評価額が本件相続開始時における本件各不動産の客観的な交換価値を示していること……については、相応の疑義があるといわざるを得ない。」
- ⑤ 「各不動産については、……形式的な平等を貫くと、各不動産の購入及び各借入れに相当する行為を行わなかった他の納税者との間で、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかというべきであり、評価通達の定める評価方法以外の評価方法によって評価することが許される。」

2. 控訴審：東京高判令和2年6月24日⁴⁹⁾

控訴審では、概ね原判決を支持し、控訴を棄却した。

3. 上告審：最判令和4年4月19日⁵⁰⁾

- ① 「相続税法22条……にいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。そして、評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、……これが国民に対し直接の法的効力を有するべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないというべきである。」
- ② 「そうであるところ、……本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから、これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法22条に違反

するものということとはできない。」

- ③ 「他方、租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするとは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。」
- ④ 「これを本件各不動産についてみると、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きな乖離があるということが出来るものの、このことをもって上記事情があるということとはできない。」
- ⑤ 「もっとも、本件購入・借入れが行わなければ本件相続に係る相続価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は2826万1000円にとどまり、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になるというのであるから、上告人らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきである。」
- ⑥ 「そして、被相続人及び上告人は、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを

期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したというのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。」

- ⑦ 「本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものといえることができる。」
- ⑧ 「したがって、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するということができない。」

第3節 本判決の評価と射程

1. 本判決の検討

本判決は、次の3点において重要な意義を有するものと評価できる。

第1に、相続税法22条による「時価」は、通達評価額を上回るかどうかは基準にならない旨が判示され、本件課税処分 of 適法性は、法令解釈からその結論が導き出されるものであることを明確にした点に意義がある⁵¹⁾。

第2に、本判決では、実質的な租税負担の公平に反するべき事情の有無の判断に関し、従前の下級審判決が採用してきた「開差の事情」を否定した点にある⁵²⁾。

第3に、本判決は、特定の納税者についてのみ通達評価額を上回る価額によるものとするのは、合理的な理由がない限り、平等原則に違反し違法であることを明確にした。そして、その合理的な理由について、「評価通達の定める画一的な評価を行うことが、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められる」と判示した。その上で、税負担額の軽減の意図を認定した上で、銀行からの借入れによる本件資産の購入により、事実上税負担の著しい軽減をもたらすことが合理的な理由であることを判示した点に意義がある。なお、本判

決に関する最高裁判所調査官解説では、この判断につき、同種事案における審理判断の枠組みを明らかにするものとして、理論上も実務上も重要な意義を有すると評価している⁵³⁾。

2. 本件最高裁判決の位置付けと射程

本判決の中心的意義は、平等原則の解釈にある。本判決は、租税法上の一般原則としての平等原則は「同様の状況にある者を同様に扱うこと」を要求すると述べ、課税庁が通達に従い画一的評価を行っていることが公知である以上、特定の者についてのみ通達評価額を上回る評価を行う場合には、合理的理由がなければ平等原則に反し違法となるとした。すなわち、本判決は通達の法源性を否定し、通達の逸脱を広く認めたのではなく、課税庁による通達逸脱を正当化する合理的理由の存在を、平等原則の観点から検討した点が重要である。その上で、本件の借入れ・購入が、近い将来予想される相続における税負担額の軽減を目的としていると認定し、評価通達による評価では税負担額が著しく軽減され、同様の状況にある他の納税者と比較して看過し難い不均衡が生じ、実質的な租税負担の公平に反する事情が存在するため、当該事案には通達評価額を上回る評価を認めるに足りる合理的理由があると判断した。したがって、本判決は総則6項の解釈や適用要件を直接論じたものではなく、むしろ平等原則の観点から、租税回避行為とそれに伴う極端な税負担額の軽減によって実質的公平が著しく害される例外的状況において、通達によらない評価による処分を許容したと評価できる⁵⁴⁾。

この平等原則に基づく総則6項適用の適法性を判断する考え方は、本件に限られず、同様に通達評価によって実質的公平を著しく損なう事案については一定程度及ぶものと解することができる⁵⁵⁾。ただし、総則6項の適用については、数億円規模の課税評価額の合計額が、借入金等の利用により基礎控除の範囲内にまで圧縮されるなど、本件のような例外的な事案に限られる⁵⁶⁾。したがって、本判決の判断は、評価通達の適用をめぐる「特別の事情」の判断基準を一般化するものではない。評価通達に基づかない評

価が許されるのは、極めて例外的な場合に限られるべきであり⁵⁷⁾、その判断については慎重に行う必要がある。

また、評価通達によらない評価が認められる場合の判断基準として、本判決の位置付けは、課税庁が評価通達による額を上回る価額で課税処分を行う場合に限定され、納税者が通達評価額を下回る価額を主張して処分を争う事案には及ばないものと解される⁵⁸⁾。

第4章 総則6項をめぐる最近の裁判例

第3章で紹介及び検討した最高裁令和4年判決を受けて、同年の7月に国税庁が事務運営指針を発出し、総則6項の適用についての方針が示された。この方針に基づいて各国税局は、積極的に総則6項の適用を行っている⁵⁹⁾。その結果として、各地で法的紛争が生じ、現在係争中のものも含めて、審査請求あるいは裁判として争われている⁶⁰⁾。

本章では、最高裁令和4年判決以降、同項の適用について控訴審まで争われた裁判例として、東京高判令和6年8月28日、東京高判令和7年6月19日を取り上げる。

これら2つの事案を分析対象とする理由は、第1に、いずれも最高裁令和4年が下された後の初めての裁判例であり、その判断枠組みの具体的適用を検討する上で重要な位置を占めるからである。第2に、両者はいずれも東京高等裁判所の判断であり、かつ最高裁令和4年判決の判断枠組みに依拠しながらも、結論として相反する判断が示されている点において、同判決の解釈のあり方が結論に与える影響を比較分析する上で適した素材といえるからである。第3に、後者の事案においては、地裁と高裁との間で判断が分かれており、総則6項の適用をめぐる判断の不安定性を示しているからである。

以上を踏まえ、本章では第1節と第2節において、これら2つの事案のそれぞれの紹介及び検討を行い、第3節で両事案を比較しながら、その異

同について検討する。

第1節 東京高判令和6年8月28日

1. 事実概要

被相続人はO社の代表取締役であり、O社は評価通達178に定める「大会社」に該当し、当社株式は、評価通達168に定める「取引相場のない株式」に該当する。

被相続人はV社との間でO社株式全ての譲渡に向けて協議を行うことについての基本合意を締結しており、譲渡価格は1株10万5,068円とされていた（以下、「譲渡予定価格」という。）が、本件基本合意には、法的に拘束するものではないとされていた。被相続人は、平成26年6月11日に死亡し、相続人である被相続人の子であるK及びH（原告、被控訴人。以下、「Kら」という。）並びに妻M（相続人3名を以下、「相続人ら」という。）は、遺産分割協議により株式を分割取得した（以下、本件相続人らが相続したO社株式を「本件相続株式」という。）。相続開始後、妻Mが代表取締役に就任し、同年7月8日、V社との間でO社の全株式を譲渡する契約（1株10万5,068円）が締結された。これに先立ち、Kらも妻Mに対して自らの保有株式を同価額で譲渡している。

相続人らは申告に際し、評価通達180に定める類似業種比準価額によって1株8,186円（総額1億7,518万円、以下、「本件通達評価額」という。）と算定し、本件相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）の申告をしたところ、処分行政庁は、評価通達の定めによって評価することが「著しく不相当」と認められるとして、総則6項に基づき、1株8万373円（総額17億2,000万円、以下、「本件算定報告額」という。）と算定し、本件相続税の各更正処分及びこれに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分（本件相続税の各更正処分と本件各賦課決定処分を総称して「本件各更正処分等」という。）をした。Kらは、本件各更正処分等の取消しを求めて、それぞれ審査請求を経て、出訴した。

本件の争点は、本件相続株式を評価通達が定める画一的な評価方法によって評価することの適否である。

2. 判 旨

(1) 第 1 審：東京地判令和 6 年 1 月 18 日⁶¹⁾

- ① 「最高裁令和 4 年判決が租税回避行為をしなかった他の納税者との不均衡、租税負担の公平に言及している点に鑑みると、租税回避行為をしたことによって納税者が不当ないし不公平な利得を得ている点を問題にしていることがうかがわれる。」
- ② 「相続税を軽減するために被相続人の生前に多額の借金をした上であらかじめ不動産などを購入して評価通達の定める方法における現金と不動産など他の財産に係る評価額の差異を利用する相続税回避行為をしているような場合でない限り、当該相続対象財産を評価通達の定める方法による評価額を超える価格で評価して課税しなければ相続開始後に相続財産の売却をしなかった又はすることができなかった他の納税者と比較してその租税負担に看過し難い不均衡があるとまでいうことは困難である。」
- ③ 「仮に、課税庁が相続開始後の取引といった個別事情を考慮するとなれば、相続開始日と売却時期がどの程度接近していれば当該売却の事実を考慮するのか、評価通達の定める方法による評価額と売却価額の間どの程度の差があれば評価通達 6 に基づく個別評価をするか、個別評価をするとしてどのように評価するかといった点が問題になるところ、これらについての基準はなく、課税庁が個別的にその適否を判断することにならざるを得ない。しかしながら、そのようなこと自体、課税庁による恣意的判断が介入したり、他の事例との間で不合理な差異が生じたりする余地があって、評価通達の趣旨や平等原則の要請に反するというべきであり、適用の有無の別やその具体的方法の差異について、納税者間に不均衡又は不利益が生ずる可能性を否定することができない。」

- ④ 「納税者側が租税回避行為をしていたような場合は別として、……評価通達6を納税者の不利に適用するに当たっては……不均衡や不利益等を納税者に甘受させるに足りる程度の一定の納税者側の事情が必要と解すべきである。例えば、被相続人の生前に実質的に売却の合意が整っており、かつ、売却手続を完了することができたにもかかわらず、相続税の負担を回避する目的をもって、他に合理的な理由もなく、殊更売却手続を手続開始後まで遅らせたり、売却時期を被相続人の死後に設定しておいたりしたなどの場合であるとか、最高裁令和4年判決の事例のように、納税者側が、それがなかった場合と比較して相続税額が相当程度軽減される効果を持つ多額の借入れやそれによる不動産等の購入といった積極的な行為を相続開始前にしていたという程度の事情が特段の事情として必要なものと解される。」

(2) 控訴審：東京高判令和6年8月28日⁶²⁾

- ① 「取引相場のない株式の交換価値は、本来、専門の評価を経ない限り判明し得ないものであって、……外形的事実によって取引相場のない株式の交換価値を合理的に推測することが可能であるとは必ずしもいえない。とりわけ、M&Aが行われる場合においては、高度な経営判断や双方の交渉の結果等により株式の売買代金が決定されるのであって、売買代金が交換価値を反映しているとは限らないというべきである。」
- ② 「本件相続株式について、譲渡予定価格……と本件算定報告額……が比較的近く、これらが本件通達評価額……と大きくかい離しているからといって、更正処分の時点にさかのぼって、譲渡予定価格が交換価値を反映したものであるとして、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するといふべき事情(特段の事情)が存在していたということにはならない。」
- ③ 「そして、評価通達6の適用に当たり、上記かい離の有無を公平に

判断するためには、他の相続案件も含め、取引相場のない株式その他市場性のない相続財産の全てについて、専門的評価を行うべきであって、合理的な理由がないのに、特定の相続財産のみについて専門的評価を行い、これを基にして課税処分を行うことは、平等原則に反するものというべきである。」

以上のことから、原判決を概ね支持した。

3. 本判決の検討

本判決は、最高裁令和4年判決以降の総則6項に関する初めての事案であり、第3章第2節の同判決の①から③にかけて示された判断基準に基づき、総則6項の適用は否認され、納税者の請求を認容した。本件は、被相続人がO社のM&A取引契約締結前に死亡し、相続後に通達評価額を大きく上回る価額にて同社の株式が譲渡された事案であった。そして、本判決は、算定報告額と通達評価額との乖離のみを理由として特定の相続財産について通達を排除することは平等原則に反するとした上で、売買契約が未成立であっても近い将来の成立の蓋然性が高い場合にその予定価額を時価とみなす考え方を排斥した点に特徴がある。また、本件O社株式は非上場会社のものであり、M&A交渉中に相続が発生したため時価の把握が困難であった⁶³⁾。非上場株式の評価事案においても、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反する事情の有無を判断する際、納税者による積極的な税負担軽減行為の有無を重視した点にも特徴があり⁶⁴⁾、本件では当該行為は認められなかった。そして、本判決は、総則6項を納税者の不利に適用するに当たっては、一定の納税者側の事情を要することを明確にし、また課税庁による同項の適用により、納税者間に不均衡が生ずるおそれを指摘した点に重要な意義がある。

第2節 東京高判令和7年6月19日

1. 事実概要

本件相続人は、被相続人の子にあたるfなど7名（原告、被控訴人。以

下、「Xら」という。)と、訴外gである。平成25年8月、e社は臨時株主総会を開催し、配当を行うとともに、被相続人に新規発行株式の全て(90万株余)を割り当てる株式発行(以下「本件新株発行」という。)をすることなどについて決議した。本件株式発行により、被相続人からe社に対して現金(1株3,976円、合計36億円余)が払い込まれたため、e社が有する資産に占める株式(投資有価証券)の割合が約89.2%から約26.1%へと下落した。配当および本件新株発行(以下、「本件株式発行等」という。)により、e社株式は、評価通達179(3)ただし書きに定める併用方式による評価が可能となった。

平成25年10月14日に被相続人が死亡し、Xら及び訴外gは相続又は遺贈により取得したe社株式(101万7856株、以下、「本件株式」という。)を、併用方式により1株1,853円と評価し、本件相続に係る相続税(以下、「本件相続税」という。)の申告をした。なお、fを除くXらは、e社に対して、相続したe社株式を1株3,736円で譲渡していた。

その後、処分行政庁は、本件株式について、総則6項を適用し、評価通達185が定める純資産価額方式により1株3,443円で評価すべきであるとして、本件相続税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分(以下、本件相続税の各更正処分と本件各賦課決定処分を総称して「本件各更正処分等」という。)をした。Xらは本件各更正処分等の取消しを求めて、審査請求を経て出訴した。なお、国側は、監査法人による株式価値算定報告書の評価額(1株あたり3,488円)を証拠として提出していた。

本件の争点は、本件各更正処分が相続税法22条に違反するか否か、及び本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反するか否かである。

2. 判 旨

(1) 第1審：東京地判令和7年1月17日⁶⁵⁾

- ① 「本件株式の価額について、評価通達の定めにより評価した場合の評価方法は、eは小会社(評価通達178)に該当するため、原告らが

本件各更正の請求において併用方式を選択したことから併用方式により評価することとなる（1株当たり1858円）。なお、この点に関し、被告は、評価通達189柱書きなお書きが適用される場合に係る主張をするが、同なお書きの要件該当性につき、具体的な主張立証をしないから、同なお書きが適用される場合に係る被告の主張は採用することができない。」

- ② 「本件株式の価額を併用方式により評価することを前提とすると、本件新株発行等をしたことにより、相続税の総額等は相当限度減少するものの、この減少は、原告f及び本件被相続人が本件新株発行等をしたことにより直ちに生ずるものではなく、評価通達179(3)が、小会社の株式の価額の評価方法について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めていることにも起因するものといえる。……評価方法が異なれば、それぞれの方法が合理的であっても評価額に違いが生ずるのは当然であるから、……評価通達が、純資産価額方式と併用方式のそれぞれを合理的な評価方法とし、いずれによるかは専ら納税義務者の選択に委ねることとしている以上、仮に原告f及び本件被相続人が本件新株発行等をした時点で併用方式を選択することを予定していたとしても、そのことを上記の事情の有無の判断に当たり重視することは相当でない。」
- ③ 「そして、……本件被相続人は、……相続税の加算がされることとなるとしても、本件被相続人の孫らに相続財産を取得させる意向を原告fに示しており、原告f及び本件被相続人は、このような本件被相続人の意向を前提に、本件新株発行等をし、……本件遺産分割協議を成立させたことが認められる。」
- ④ 「本件株式の価額を併用方式により評価することを前提にすると、本件新株発行等により、本件相続に係る課税価格の合計額及び相続税の総額は、相当程度減少することとなるが、課税価格の合計額は21億2513万4000円、相続税の総額は8億8156万6500円となお相当高

額に及んでおり、それらの減少の割合も5割未満にとどまるものであって、相続税法18条による加算等をした後の納付すべき相続税額は、合計10億5641万2200円に及ぶ。また、上記の減少は、評価通達が、……併用方式の選択を認めていることにもよるものであり、……本件新株発行等により、原告らの相続税の負担が著しく軽減されるものであると評価することは困難である。」

⑤ 「以上によれば、……実質的な租税負担の公平に反するということはできない。」

(2) 控訴審：東京高判令和7年6月19日⁶⁶⁾

① 「本件新株発行等を前提として評価通達の定める方法（被控訴人らが本件各更正の請求において選択した併用方式）により評価すると、……納付すべき相続税額の合計額は、相続税法18条による加算額と合わせて10億5641万2200円となる。他方、本件新株発行等をしなかった場合（本件相続と異なり、本件被相続人が、相続開始時において、本件株式を保有しておらず、本件出資の額と同額の現金又は預貯金を有しており、かつ、被控訴人らが上記額の現金又は預貯金を均等に相続又は遺贈により取得したと仮定した場合）には、課税価格の合計額は、38億3398万8000円、納付すべき相続税額の合計額は、相続税法18条による加算額と合わせて20億3513万7100円となる。そうであれば、本件新株発行等がされたことにより、評価通達の定める方法により評価すると、……納付すべき相続税額の合計額は、9億7872万4900円軽減（軽減割合は約48.1%）されることとなる。上記認定の軽減される相続税の額、割合等を総合的に考慮して判断すると、被控訴人らの相続税の負担は著しく軽減されることとなるというべきである。」

② 「証拠によれば、被控訴人 f は、本件相続開始の約3ヶ月前……、本件証券会社を訪れ、もうすぐ90歳になる本件被相続人が株式売却により約40億円の預金を有しているとして、本件被相続人に係る相

続税の節税対策の相談をし、……本件会社が「株式保有特定会社」……に該当しないための方策を含め、本件新株発行等を用いた相続税減税スキーム及び相続における相続人による本件株式の現金化について……協議を重ね、……実行した事実が認められる。……上記の認定の経過によれば、被控訴人fが、本件新株発行等が……相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件新株発行等を行ったことは明らかというべきである。」

- ③ 「被控訴人fを除く被控訴人らは、本件被相続人に係る相続税対策を被相続人fに任せていたものと認められるから、本件新株発行等は、被控訴人fを除く被控訴人らの少なくとも黙示的な承諾の下で行われたものというべきであり、被控訴人らは、租税負担の軽減をも意図して本件新株発行等を行ったといえる。」
- ④ 「以上によれば、……実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるといえることができる。」

3. 本判決の検討

本件では、第1審の東京地裁判決と控訴審の東京高裁判決で総則6項の適用に係る判断が分かれていることから、特にその相違点を中心に検討する。

まず、高裁判決では、第3章第2節に前述した①～③の該当箇所が判断基準として用いられている。これに対して地裁判決は、総則6項の適用により評価通達により評価した額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反すると判示し、よって、本件株式の客観的交換価値の判定はするまでもない旨を判断した⁶⁷⁾。そのため、前述した③の該当箇所のみが判断枠組みとして用いられている。

一方、地裁判決では、評価通達179(3)が小会社株式の評価において純資産価額方式と併用方式の選択を認めており、課税額の差は制度的に生じたものも含まれていること、また、相続税法18条による加算税が生じることを承知していた点にも言及している。これに対し高裁判決は、本件株式発行等の行為がもたらす税負担減少額及び相続税法18条による加算税も含

めた税負担額と当該行為がなかった場合を仮定した税負担額とを比較した上で判断を行っており、加算税が生じることに関する言及はしていない。

そして、地裁判決は、新株発行により相続税総額は5割未満減少したが、納付すべき相続税額はなお10億円を超える高額にとどまっており、「著しい軽減」とまではいえないと判断した。これに対し高裁判決は、税負担額の減少率を重視し、約48.1%減少したことを「著しい軽減」と認定した。最高裁令和4年判決では、租税負担が「著しく軽減」されたと認定しうる基準は示されなかったが、本件では、その判断は分かれているものの、5割未満の軽減と約48.1%の軽減という負担軽減割合を明示した点に意義がある。

また、税負担軽減行為の有無について、地裁判決は、相続税法18条による税負担額の加算がなされる行為及び評価通達上の選択肢として併用方式を選択した行為は実質的な租税負担の公平に反するということはできないと判断した。これに対し高裁判決は、本件株式発行等を税負担軽減を目的とした行為と認定し、さらに本件株式の現金化についても考慮した上で税負担額の軽減の意図を認定した。

なお、地裁判決は、国側が評価通達189柱書きなお書きの要件該当性を具体的に主張立証していないことにより、本件の株式評価においては、評価通達178の小会社に該当することを確認した上で、評価通達179(3)の併用方式の選択という行為が平等原則に違反しているかを検討した。これに対し高裁判決は、地裁判決の述べた評価通達189柱書きなお書きについてはふれずに、納税者の行為及び行為前後の税負担額の減少に着目し、総則6項の適用を認めた本件各更正処分は平等原則違反には当たらないと判示した。

第3節 両事案の検討

本章の第1節と第2節で紹介した両事案を比較し、その異同について検討する。

まず、両事案の判決に共通するのは、最高裁令和4年判決を引用し、通達に定める方法により評価した結果が、実質的な租税負担の公平に反する事情がない限り、通達に基づく評価が是認されるとの立場を明確にしたことである。両事案における相続財産の種類は、非上場株式であるため、不動産を評価対象とする最高裁令和4年判決と事情は異なるが、同判決の最高裁判所調査官解説は、通達によらない評価を是認しうる平等原則違反の枠組みについて「事例判断ではあるが、その考え方は不動産以外の相続財産が問題となる事案においても参考になるものと思われる」と述べている⁶⁸⁾。最高裁令和4年判決以降に下された両判決も総則6項の適用による通達評価額を上回る個別評価が認められるか否かについて争われた事案であり、両判決について最高裁令和4年判決の判断枠組みに基づいて平等原則違反の有無が判断されたことは適切なものと評価できる⁶⁹⁾。

また、両事案を比較すると、東京高判令和6年8月28日は、本件被相続人及び本件相続人らが相続税その他の租税回避の目的で〇株式の売却を行ったとは認められなかった。すなわち、相続開始前の時点において、納税者が算定した通達評価が選択可能な状態であった。これに対し、東京高判令和7年6月19日では、相続開始前において、株式発行及び配当による納税者側の行為なくしては、納税者が算定した通達評価が選択可能な状態ではなかったが、納税者側が当該行為によって選択可能な状態を意図的に作り出しており、両判決には、相続開始前の納税者による行為に違いがある。

また、東京高判令和6年8月28日では、各評価額の乖離要因がM&Aに伴う買主の将来収益見込みに基づき創出される合意上の価値であり、相続時点には存在しないものである⁷⁰⁾。同事案における相続株式は、M&A進行中に相続が発生し、当該契約も法的効力を有する状態ではなかったため、相続時点の時価として採用することは妥当ではないと判断されたものと考えられる⁷¹⁾。また、株式の売却が実現する条件が整ったのは相続開始後であって、相続開始時点の通達評価においての評価額と相続開始後に確定した売却価額に近い算定報告額による税負担額の軽減を比較している。一方、

東京高判令和7年6月19日は、相続開始時点の通達評価における算定額と、相続開始時点で仮に株式発行等の納税者の行為が行われる前に通達による評価を行った場合の額を比較し、その税負担の軽減額を検討している。そもそも、相続時点においてその財産の額が明確に定まっていなければ、客観的交換価値が存在しているとは認め難く、その場合には税負担額の軽減の有無及びその程度に関する比較自体も不可能である。そのため、客観的交換価値が相続時点において定まっていなければ、総則6項の適用は認められるはずがなく、原則として通達評価額が相続税法22条の「時価」として当然に認められるべきである。

さらに、東京地判令和6年1月18日の判旨③及び東京地判令和7年1月27日の判旨②では、評価通達にある評価の算定方法によっては、その評価額にばらつきが生じるものもあり、その選択は納税者に委ねられている点から、その評価通達の算定方法及び課税庁の個別的判断によって評価に差異が生じうることを認めている⁷²⁾。そのほか、総則6項の適用により納税者間に不均衡が生ずるおそれもあることから、総則6項を納税者の不利に適用するに当たっては、納税者による税負担軽減を目的とした積極的な行為を相続開始前にしていたという事情が必要であると判示しており、その背景には、課税庁による総則6項の適用は慎重であるべきとの考えがあるように思われる⁷³⁾。しかし、東京高判令和7年6月19日は、税負担軽減があったこと及び納税者の税負担軽減を意図した行為が介在していたことから、それらの事情の存在を判断し、総則6項の適用を認めており、その適用について慎重であるべきとの考えが背景にあったかについては疑問が残る。

第5章 総則6項の適用のあり方の再検討

第4章で述べたように、最高裁令和4年判決以降の裁判例において、総則6項の適用については、その判断が分かれている。

総則6項は、本来、「著しく不相当」と認められる場合に適用されるも

のであり、評価通達の一般的な適用の例外を許容する規定であり、その適用は抑制的かつ例外的に適用されるべきものであるといえる。しかし、単に例外であるから抑制的にすべきとするだけでは、その適用の根拠としては不十分であり、したがって、総則6項の適用のあり方について改めて検討する必要がある。

そこで、本章では、第1節において総則6項の適用と平等原則との関係について検討し、第2節では、総則6項の適用が認められるべき事情について近時の判例・裁判例を改めて整理・分析し、第3節において、総則6項の適用のあり方及び適用基準について、私見を述べることとする。

第1節 平等原則との関係

最高裁令和4年判決では、財産の価額の評価は相続税法22条の「時価」によるべきであり、その「時価」の事実認定については、あくまでも事実審に委ねた形で説示し、その上で、憲法上の一般原則である平等原則に基づいた判断を下した。同判決は、形式的な平等は実質的な平等に毀損されるとする立場に立っており、形式的な平等が、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合において維持されるべきものではないことを判断した上で、本件の事実がこれに該当すると判示した⁷⁴⁾。

憲法14条1項は、租税法上における租税負担の公平と平等原則の適用を要請している⁷⁵⁾。平等原則は、同一の条件、事情の下では国民は均等に取扱うことを求めるものであり、政治的・経済的・社会的差別を禁止する趣旨を有する⁷⁶⁾。しかし、この規定はすべての差別を禁止する趣旨ではなく、不合理な差別を禁止する趣旨であると解される⁷⁷⁾。すなわち、合理的な理由に基づく差別は平等原則に反しない。そして、租税負担の公平においては、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分すべきであること、すなわち応能負担原則を要請している⁷⁸⁾。相続税法においても、課税の公平を確保するために、この応能負担原則が当然に適用される。最高裁令和4年判決も、応能負担原則の観点から実質的公平を重視し、通達に基づく

一律評価の形式的な平等が、かえって著しい不公平を生じさせる場合には、それを是正するための例外的措置を認めうると判示した点で、実質的平等をより重視する方向性を示したものと評価できる。すなわち、同判決では、形式的平等よりも実質的平等を優先する合理性が認められた。ただし、総則6項の適用に関しての解釈を判示しているわけではない。平等原則の観点から、納税者の極端な租税回避行為及び税負担消滅という結果に対して、その形式的な評価を是正する合理的な理由があるとして例外的な差別的取り扱い、すなわち総則6項の適用を許容したのである。

最高裁令和4年判決においては、被相続人が多額の借入れを行い、その上で不動産を取得した。よって、課税価格が約6億円から約2,800万円に圧縮され、当該行為が租税負担の大幅な軽減を意図した行為と認められた。本件における借入れ・購入の行為は、一般的な節税として許容される範囲を超え、租税回避に該当すると考えられる⁷⁹⁾。そして、同判決が言及した「事情」には、本件借入れ・購入の行為のみならず、係る行為によって通達の規定を濫用をした点までを含んだ意味での「事情」が認定された事案と評価することができる⁸⁰⁾。

もっとも、最高裁は税負担軽減行為に対して総則6項の適用を判断しておらず、同判決を根拠に総則6項の適用範囲を拡大したと解するのは適切ではない。そもそも、日本の租税法は、異常な法形式を用いて租税負担を不当に減少させる、いわゆる租税回避行為に対して個別的否認規定により対処することを法の仕組みとして採用しており、憲法84条の租税法律主義の下では、納税者の選択した法形式を、租税行政庁が別異の法形式に引き直して課税することは原則として認められない⁸¹⁾。本件は、評価通達によって租税回避行為の否認をしたものではなく、むしろ、通達の法源性を否定しつつ、平等原則の適用の観点から合理的理由がある場合には通達によらない例外的評価による処分の適法性が認められるにとどまると解される。

また、最高裁令和4年判決は、平等原則に基づいて判断をしているが、その判断の背景には、納税者の行為の程度と課税庁の処分とのバランスを

考慮する比例原則の考え方もあったものと考え⁸²⁾。比例原則とは、基本権制限が合憲であるためには、制限の目的と手段が比例していなければならないという原則であり⁸³⁾、目的と手段は不釣り合いであってはならない（狭義の比例原則）ことを要請している⁸⁴⁾。これは、目的と手段間に比例性（相当性）を求め、処分事由（違反に対して処分が行われる場合には、違反の程度）と処分の重さの釣り合い（相当性）を秤にかけて、その処分の合理性を検討する。

本件にこの原則を適用すると、処分事由は、税負担額が結果として消滅する結果をもたらす借入れ及び不動産購入を積極的に活用したこと、処分の重さは、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合に、評価通達の定める方法による画一的な評価方法ではなく、個別的评价を用いて客観的交換価値を評価することに当てはまる。この処分事由と処分の重さを秤にかけ、本件においては、後者を優先することが合理的と判断し、総則6項の適用という手段が認められたものと解される。総則6項の適用という一面的な捉え方ではなく、比例原則の考え方も含んだ平等原則の判断枠組みにおいて、納税者の行為の程度を考えるに当たって、租税回避行為も検討要素に含んだ総合判断が可能となる。

以上より、最高裁令和4年判決は、不当な税負担回避による著しい不均衡を是正するため、通達による形式的平等よりも、個別評価による評価額に基づいて租税負担を求める実質的平等を優先し、課税庁による総則6項の適用による処分が例外的に認められたものと解することができる。

第2節 総則6項の適用が認められた事情

1. 従来¹⁾の判断

最高裁令和4年判決以前では、通達評価額を上回る評価額にて評価することが認められる「著しく不相当」な場合として、評価通達の形式的適用により実質的平等が著しく害される「特別の事情」が存在することが必要であり、この「特別の事情」の存在が、総則6項の適用によって通達評価

額を上回る評価額にて評価することが認められる判断要素となっていた。そして、従来の裁判例における「特別の事情」の判断に共通しているものは、①評価通達を形式的に適用する合理性の欠如、②他の合理的な時価評価方法の存在、③両者の価格における著しい乖離の3点が挙げられていた。

2. 最判令和4年4月19日

本件では、通達評価額と鑑定評価額との乖離それ自体は問題とせず、①鑑定評価額が客観的交換価値を示す時価であることを前提に、②本件借入れと不動産の購入を2度実施することにより課税価格の合計額が6億円超であったものが基礎控除以下へ圧縮され、相続税の税負担額が0円となったこと、③本件購入・借入れが近い将来発生することが予想される相続税の負担の軽減をも意図して行われたことの3点より、評価通達の定める画一的な評価を行うことにより、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情が存在するとして、総則6項の適用による処分が適法とされた⁸⁵⁾。

3. 東京高判令和6年8月28日

本件では、通達評価額と課税庁が示した算定報告額に大きな差異が存在したものの、その原因はM&A交渉に伴う買収のれんにも起因しており、相続時点では取引の契約自体にも法的な効力はなかったことから、この算定報告額が客観的交換価値を表しているとは認められなかった。また、納税者による税負担軽減を目的とする作為的な操作も認められなかった。以上の2点より、総則6項の適用による処分は違法と判断された。さらに、総則6項を納税者の不利に適用するに当たっては、不均衡や不利益を納税者に甘受させるに足りる程度の一定の納税者側の事情の存在を要件とするとの厳格な基準を示した⁸⁶⁾。

4. 東京高判令和7年6月19日

本件では、本件出資の額と同額の現金又は預貯金の額を相続した場合と比べて本件株式発行等がされたことにより約48.1%の税負担額の軽減が生じ、当該行為が税負担額を軽減させることを期待して実行したとして、一

定の作為性が認められることを根拠として、総則6項の適用による処分が認められた⁸⁷⁾。

しかし、積極的な相続税回避行為の有無についてみると、本件株式発行等を主導したのは相続人のうちの一部であり、本件株式発行等が「fを除く被控訴人らの少なくとも黙示的な承諾の下で行われた」というだけで、税負担軽減の意図があったとして合理的な理由が認められるべきとは考え難い⁸⁸⁾。さらに、本件では、相続税総額は約48.1%減少したものの、税負担額が0円に圧縮されるような極端な軽減とは異なり、その額は依然として10億円を超える税負担額が残存している。また、株式評価における通達の適用において、評価通達189柱書きなお書きに該当する例示として、借入によって純資産価額を膨らませるなどの操作を挙げているが⁸⁹⁾、本件では借入れは行われていない。本判決は、作為性の内容および程度についての十分な検討がなされているとはいえない。

この点、本論文の立場からは、総則6項の適用にあたっては、単に作為性の存在をもって直ちにこれを肯定するのではなく、その内容および程度が租税負担の公平を実質的に害するものであるか否かを基準として、より厳格に判断すべきであると考えられる。したがって、東京高判令和6年8月28日については、その適用を否定した結論は妥当であるのに対し、東京高判令和7年6月19日については、作為性の評価が十分でないまま総則6項の適用を肯定した点において、最高裁令和4年判決の枠組みを拡張的に介したものとして、妥当性に疑問が残るといわざるを得ない。

以上の検討からすれば、最高裁令和4年判決の示した規範は重要な意義を有するものの、その適用にあたっては、作為性の内容および程度を踏まえた限定的な解釈が不可欠であり、これを欠く場合には、その射程が過度に拡張されるおそれがある。

第3節 総則6項の適用のあり方

1. 総則6項の適用要件とそのあり方

最高裁令和4年判決は、平等原則の適用の観点から、合理的理由がある場合には通達によらない例外的評価による課税処分の適法性を肯定し、その判断枠組みを示した点において重要な意義を有するものである。この点において、同判決は規範としての妥当性を有するものと評価することができる。

他方で、同判決の示す規範は抽象的な側面を有しており、その具体的な適用にあたっての判断枠組みが必ずしも十分に明確化されているとはいえない。そのため、その解釈のあり方によっては、総則6項の適用範囲が広範に及ぶ可能性があり、実際に後続の裁判例において判断の分岐が生じるなど、その抽象性に起因する問題も見受けられる。

以上を踏まえ、ここでは、同判決の規範的意義を前提としてこれを評価しつつも、その適用に内在する抽象性を克服する必要があるとの問題意識に立ち、その判断枠組みの精緻化を試みることにする。

そこで、これまでの検討を踏まえ、本節では、総則6項の適用要件とそのあり方について私見を述べたいと思う。

まず、総則6項の適用処分の適法性を左右する事情の判断は、前提段階と評価段階という2段階に分けることができる。前提段階としては、①客観的交換価値として認め得る評価額が存在し、②当該客観的交換価値と通達評価額との間に相当程度の乖離が存在することが必要となる。次に、評価段階では、③被相続人または納税者による税負担軽減のための積極的な行為が存在しており、④当該行為により、当該行為をすることができない者またはしない者との比較において税負担額が著しく減少していることが求められる。最終的には、これらの事情を総合的に考慮し、すべての要件が充足される場合には、評価通達の定める画一的な評価を行うことにより、他の納税者との間に著しい不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情が存在すると解することができる。

これらの要件について、①及び②は、最高裁令和4年判決は、価格乖離それ自体のみでは総則6項の適用は認められないと判示したが、これは価格の乖離を全く考慮しないという意味ではないことに注意を要する。そもそも、納税者が算定した通達評価額と、課税庁が総則6項を適用して算定した評価額との間に乖離があるからこそ、相続税の負担額に差異が生じるのであり、価格乖離は実質的平等を検討する際の端緒としては重要な判断要素となる。ただし、これのみをもって総則6項の適用を基礎付けることはできない。また、客観的交換価値は、相続開始時における実際の交換価値として確定しているものでなければならない。さらに、③の積極的行為については、最高裁令和4年判決の事案のように、借入れと不動産の購入を2度実施することによって、明らかに税負担額を意図的に軽減させる目的で相続開始前に行われた行為が典型例であり、東京高判令和6年8月28日のように税負担軽減目的による行為が認められない場合は要件を満たさないと解すべきである。そして、東京地判令和6年1月18日での判示でもあり、通達による評価が原則であって、総則6項の適用によってそれを上回る評価額として処分することは、第2章で述べたとおり、評価通達の創設当初には想定されていなかった。これを踏まえて、同通達が納税者にとって不利な適用となる場合には「不均衡や不利益等を納税者に甘受させるに足りる程度の一定の納税者側の事情が必要」となり、その事情は明らかな租税回避行為であると断定できるような場合のみ積極的行為として要件を満たすことになる。④については、③の行為によって税負担額が著しく軽減され、当該行為を行わない者で行った者との間で税負担額が著しく異なる場合に該当する。最高裁令和4年判決の事案では、借入れ・購入の行為が2度行われることによって税負担額が結果として0円となった点が典型であり、この場合に通達評価額によれば、当該行為をできない者と担税力が同等として扱われ、税負担も同じように評価されるという例外的な事情が要件の充足に際して必要となる。

ただし、前述の適用要件の位置付けは、課税庁が評価通達による額を上

回る価額で課税処分を行う場合に限定され、納税者が通達評価額を下回る価額を主張して処分を争う事案には及ばない。

2. 最近の判例・裁判例への当てはめ

上述の私見として示した総則6項の適用のあり方を最近の判例・裁判例に当てはめてみたい。まず、最高裁令和4年判決では、鑑定評価額が客観的交換価値として認められ、通達評価額は、その評価額全体の約26%の価額となっており、著しい乖離が生じていた。そのため、前提段階の①と②を充足する。そして、借入れ・購入の行為が2度行われ、税負担額が結果として0円となった。よって、評価段階の③と④を充足する。以上より、総則6項の適用による処分は適法と評価される。

次に、東京高判令和6年8月28日では、課税庁による算定報告額が客観的交換価値とは認められていない。そのため、前提段階の①を充足していない。また、税負担額を軽減を目的とした行為はなかった。よって、評価段階の③も充足しない。以上より、総則6項の適用による処分は違法と評価される。

そして、直近の東京高判令和7年6月19日については、まず、課税庁が主張する純資産価額方式は通達に規定された評価方法の一つであり、原則のとおり客観的交換価値として認められるため、前提段階の①は充足される⁹⁰⁾。しかし、併用方式による評価額は、純資産価額方式による評価額全体の約57%の価額であった。最高裁令和4年判決では、通達評価額が鑑定評価額全体の約26%の価額であったため、著しい乖離があると評価されたが、今回の事案では、通達評価額が課税庁が主張する純資産価額方式での評価額全体の約57%の価額であって、著しい乖離が生じていると言い難い。そのため、前提段階の②は充足されない。また、配当実施や出資等の行為を主導したのは、相続人のうち1人に過ぎず、他の相続人による積極的な関与は認められなかった。さらに、当該行為は、評価通達が定める複数の算定方法の選択に影響を与えるにとどまり、税負担額に直接作用する負債による操作とは異なる。納税者側の行為は、あくまで評価通達が予定

する算定方法を適用する前段階で行われたものであって、低額に評価しうる評価方法を選択するための準備行為にすぎず、税負担額の軽減を目的とする積極的な行為とは認め難い。そのため、評価段階の③は充足されない。加えて、本件では、③の行為による税負担額の軽減の程度は5割以下であって、税負担額が0円となるような例外的事情は認められない。よって、評価段階の④は充足されない。なお、本件では、純資産価額方式が取引価額により近いことを理由に、総則6項を適用し、納税者が選択した通達評価額が否定された⁹¹⁾。しかし、この判断は、単に評価通達における併用方式と純資産価額方式による価額の大小に依拠する点で、同項の適用範囲を不当に拡大するものといえる。通達に従って評価が行われた以上、その算定結果が低額となったとしても、それは時価として認められるべきものである。そこで生じた取引価額等からの乖離及びそれに伴う税負担額の軽減は、評価方法の違いに伴う当然の帰結である。ここで生じた乖離は、前提段階である②において検討されるべきものであり、評価段階の④にて検討されるものではない。したがって、総則6項の適用による処分は違法と評価される。

以上を踏まえると、東京高裁令和7年6月19日は、最高裁令和4年判決で示された判断枠組みの適用範囲を広げるものであるといわざるを得ず、例外規定である総則6項の濫用につながるおそれがあり、是認できない。

おわりに

総則6項は、客観的交換価値に近づけるために個別評価を行う評価基準制度の補完措置として機能しうるが、その当初の創設の趣旨は、納税者不利に適用することを想定していなかった。たとえ納税者に対して不利に適用されるとしても、その適用は「著しく不相当」と認められる場合という例外的事案に限られるのであって、慎重な判断が求められる。しかし、最高裁令和4年判決以降、国税庁の発遣した事務運営指針に基づき、課税庁

による総則6項の適用が積極的になされる傾向にある。そこで本論文では、最高裁令和4年判決の判断枠組みを明らかにし、同判決の規範的意義を前提としつつ、その適用に内在する抽象性に着目し、同判決後の総則6項が適用された事案の検討を踏まえて、同項の適用要件とその適用のあり方について具体化及び精緻化を図るべく私見を述べた。私見によれば、東京高裁令和7年6月19日は、同判決の規範の射程を逸脱するものであり、総則6項が適用されるべき事情はないと評価される。したがって、同項の適用にあたっては、最高裁令和4年判決を形式的に援用するのではなく、その趣旨および限界を踏まえた上で、慎重な判断が求められる。

ここで参考までに、最高裁令和4年判決で示された総則6項の判断枠組みを用いて、同項の適用が認められた、不動産に関する事案としては初となる裁決事例を紹介する⁹²⁾。本件では、相続開始前に借入金による不動産購入を複数実施しており、通達評価及び借入金による負債控除によって、税負担額が0円まで圧縮される結果が生じている点で、事実関係が最高裁令和4年判決と類似している。しかし、税負担額の軽減の意図を明確に示す証拠が不足しているという相違点がある。この租税回避の意図について、国税不服審判所は、納税者が相続の経験者であること及び相続人に税理士がいたことなどから、「相続税の負担を減免させるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて企画して急ぎ実行されたもの」と認定し、税負担の軽減を意図して納税者の行為が行われたものと判断した。ただし、相続の経験があること及び相続人に税理士がいることが税負担の軽減を意図していることを示す理由となれば、税負担額が軽減するという経験及び知識があるだけで、当該意図が存在するというに結びつきかねない。そこで、私見で述べた総則6項の適用のあり方を用いれば、評価段階の③を充足しないため、同項の適用は違法と評価されるべきものとする。

最後に、これまでの議論を踏まえて、総則6項の適用に当たって、不動産と株式の評価に相違があるかについて検討することとする。まず、不動産の評価については、評価通達において評価方法が画一的に定められてお

り、納税者が評価方法を選択する余地は原則として認められていない。その一方で、取引相場のない株式の評価については、会社規模等に応じて複数の評価方法を選択することができる。また、配当の実施や株式数の調整などにより、より低額な評価方法の選択が納税者に委ねられている。また、取引相場のない株式については、市場取引価格が存在しないため、その価額は評価通達による算定方法によって初めて形成される⁹³⁾。したがって、不動産と株式の評価は、評価方法およびそれに関する財産の性質に違いがある。その違いが、総則6項の適用の適用に一定の影響を与えるものと思われる。ただし、どのような影響があるかについては、裁判例の動向を踏まえつつ、今後の研究課題としたい。

- 1) 金子宏『租税法』735頁（弘文堂、第24版、2022）。
- 2) 増田英敏「相続財産の時価評価と租税平等主義——最高裁令和四年四月九日判決の射程——」法学研究98巻1号3頁（2025）。
- 3) 最判令和4年4月19日民集76巻4号411頁。
- 4) 増田・前掲注（2）3頁。
- 5) 国税庁「財産評価基本通達第5項（評価方法の定めのない財産の評価）及び第6項（この通達の定めにより難い場合の評価）の運用について（事務運営指針）」（最終改正）令和5年6月30日課評1-35他。
- 6) 東京高判令和7年6月19日LEX/DB文献番号25506592。
- 7) 東京高判令和6年8月28日LEX/DB文献番号25620971。
- 8) 金子・前掲注（1）733頁。また、品川芳宣名誉教授は、所得税や法人税と異なり、相続税の場合には、課税標準（課税価格）の算定の対象がすべて無償（低額）取引であることから時価評価を要すると述べている。品川芳宣『租税法主義と税務通達——税務通達をめぐるトラブルの実践的解決』119頁（ぎょうせい、2003）。
- 9) 金子・前掲注（1）734頁。大阪高判昭和62年9月29日行裁例集38巻8・9号1038頁参照。
- 10) 同上 734頁。
- 11) 石島弘『課税標準の研究』49頁以下（信山社、第2版、2003）参照。最判平成22年7月16日民集234号263頁。
- 12) 酒井克彦「相続財産としてのマンションの通達評価と個別評価（上）——評価手法の濫用的行為に対する最高裁の態度——」中央大学企業研究42号91頁（2023）。
- 13) 昭和39年4月25日付け直資56、直審（資）17国税庁長官通達。なお、本通達は、平成3年12月18日付け課評2-4課資1-6により「財産評価基本通達」に改名。
- 14) 岩崎政明「財産評価通達の意義と役割」ジュリスト1004号27頁以下（1992）参照。

- 15) 同上 29頁。
- 16) 碓井光明「相続税・贈与税における資産評価——土地の評価を中心として」日税研論集7号17頁、谷口智紀「財産評価基本通達・総則6項の適用をめぐる問題」島大法学61巻3・4号144頁(2018)参照。
- 17) 高野幸大「財産評価の現状と問題点」税研25巻151号54頁(2010)。
- 18) 東京地判平成5年2月16日判タ845号240頁、東京高判平成27年12月17日訟月62巻8号1404頁。
- 19) 塩野宏『行政法Ⅰ行政法総論』102頁(有斐閣、第6版補訂版、2024)、宇賀克也『行政法概説Ⅰ行政法総論』340頁(有斐閣、第8版、2023)参照。
- 20) 金子・前掲注(1)116頁。
- 21) 品川芳宣「税務通達の法的拘束力と納税者の予測可能性」税理43巻14号4頁(2000)。最判昭和38年12月24日民集70号513頁。
- 22) 占部裕典「財産評価通達の課題——固定資産評価基準との対比からみえてくる問題点——」三木義一先生古稀記念『現代税法と納税者の権利』152頁(法律文化社、2020)。
- 23) 金子・前掲注(1)735頁、品川芳宣「税務通達に従った納税申告の否認と予測可能性」税理42巻8号10頁(1999)。
- 24) 東京高判昭和58年8月16日税資133号462頁。
- 25) 高野・前掲注(17)55頁。
- 26) 増田英敏「相続税法22条の『時価』と評価通達6項の解釈(上)」税務弘報64巻10号71頁(2016)。大淵博義「『財産評価基本通達・総則第6項』の適用のあり方(上)」税理39巻11号20頁(1996)参照。
- 27) 品川・前掲注(8)124頁参照。
- 28) 池田修ほか「相続税財産評価に関する基本通達について」〔池田修執筆〕税経通信19巻9号196頁(1964)。
- 29) 占部・前掲注(22)142頁。
- 30) 大淵博義「著名税務判決の判例理論とその不整合性～判決が捨象又は見落した論点を検証する～」税務訴訟13号78頁(2020)。
- 31) 増田英敏「相続税法22条の『時価』と評価通達6項の解釈(中)」税務弘報64巻13号69頁(2016)。
- 32) 松田貴司編『財産評価基本通達逐条解説』29頁(大蔵財務協会、令和5年版、2023)。
- 33) 昭和54年の解説では、財産評価について「予め典型的に想定できる主なものは評価基本通達等に増減割合等を明示している。」とし、総則6項においては、「この通達の定めにより難い場合の取り扱いを定めたものである。」と説明されており、適な時価が通達評価額を上回る場合のほか、下回る場合にも本項の適用がある等の説明はされていない。高木清三郎ほか『相続税法基本通達財産評価基本通達逐条解説』297、298頁(大蔵財務協会、1979)。
- 34) 東京高判平成5年1月26日税資194号75頁。東京地判平成15年8月28日税資253号順号9418も参照。
- 35) 品川・前掲注(8)122頁。

財産評価基本通達総則6項の適用のあり方（貝淵）

- 36) 金子・前掲注（1）739頁。
- 37) 東京高判平成25年2月28日税資263号順号12157。
- 38) 金子・前掲注（1）735頁。
- 39) 品川・前掲注（8）135頁。後述する東京地判平成4年3月11日判時1416号73頁、最判令和4年4月19日税資272号順号13705ほか参照。
- 40) 大淵博義「相続税法上の財産評価を巡る一考察——財産評価基本通達の特質と『総則第6項』による財産評価を中心として——」経理研究49号139頁（2006）、谷口・前掲注（23）156頁。
- 41) 金子宏ほか『ケースブック租税法』591頁（弘文堂、第6版、2023）。
- 42) 倉見智亮「課税庁による通達によらない財産評価」租税法研究50号39頁（2022）。
- 43) 山田重将「財産評価基本通達の定めによらない財産の評価について」税大論叢80号187頁（2015）。
- 44) 金子・前掲注（1）135頁。
- 45) 同上 139頁。
- 46) 増田・前掲注（31）（中）69頁、大淵・前掲注（26）20頁参照。
- 47) 品川・前掲注（8）124頁以下参照。
- 48) 東京地判令和元年8月27日訟月69巻3号301頁。主な判例評釈として、林仲宣・谷口智紀「判批」税務弘報63巻3号154頁（2020）、木山泰嗣「判批」税理63巻5号152頁（2020）、増田英敏「判批」TKC税研情報29巻10号1頁（2020）、西中間浩「判批」税経通信75巻4号181頁（2020）、品川芳宣「判批」TKC税研情報29巻4号40頁（2020）ほか参照。
- 49) 東京高判令和2年6月24日訟月69巻3号348頁。主な判例評釈として、長島弘「判批」税務事例53巻12号48頁（2021）、木山泰嗣「判批」税理65巻3号168頁（2022）、大淵博義「判批」税経通信75巻12号18頁（2020）ほか参照。
- 50) 主な判例評釈として、谷口勢津夫「『租税法上の一般原則としての平等原則』と事実認定による否認論」谷口勢津夫『税法基本判例』151頁（清文社、2023）、田中治「判批」TKC税研31巻6号77頁（2022）、谷口智紀「判批」税理65巻7号144頁（2022）、酒井克彦「いわゆるタワマン評価事件に関する諸論点（上）（中）（下）——最高裁令和4年4月19日第三小法定判決——」税理66巻1号191頁、同3号175頁、同4号148頁（2023）ほか参照。
- 51) 増田・前掲注（2）11頁。これに対し、国家行政組織法14条2項の規定より、当然のことを述べたに過ぎないのであって、本判決によって明らかにされたものとはいえないとの意見もある。長島弘「判批」租税訴訟17号193頁（2024）。
- 52) 増田・前掲注（2）11頁。
- 53) 山本拓「判解」ジュリスト1581号96頁（2023）。
- 54) 同様な見解として、さしあたり、酒井・前掲注（12）94頁。
- 55) 本件の最高裁判所調査官は、上記の平等原則に違反しない場合についての法理判断は、通達評価額を上回る額を相続財産の価額としてされた更正処分の適否が問題となる事案一般に妥当すると述べている。山本・前掲注（53）96頁。
- 56) 長島弘「判批」税務事例54巻6号40頁（2022）。
- 57) 安井栄二「判批」税務Q&A243号57頁（2022）。

- 58) 馬場陽「判批」月刊税務事例54巻8号42頁(2022)。
- 59) AGS税理士法人「財産評価基本通達の『総則6項』とは?最近の裁判例をもとに適用基準を考察」<<https://agstax.or.jp/column/747/>> (最終閲覧日:2025年1月19日)。
- 60) 令和4事務年度では6件(不動産3件、非上場株式3件)、令和5事務年度では11件(不動産5件、非上場株式6件)に上っている。例として、国税不服審判所令和7年1月10日は、相続開始直前の切迫した時期に、3ヶ月という短期間に連続して高額(1億前後~9.6億円)の不動産を複数取得するという行為が実行されたという事案が挙げられる。税務調査における指摘により修正申告に応じる納税者がいる一方で、評価通達6項が適用された課税処分を不服としてその取消しを求める審査請求や訴訟提起が複数発生している。「税務ニュース 総則6項事案に係る採決が新たに出現」T&A master 1106号16頁(2026)、「ニュース特集 評価通達6項の適用をめぐる最近の裁判事例を読み解く」T&A master 1111号4~9頁(2026)。
- 61) 東京地判令和6年1月18日判タ1529号165頁。主な判例評釈として、品川芳宣「判批」税理67巻6号219頁(2024)、山下清兵衛「判批」租税訴訟17号73頁(2024)、笹岡宏保「【今後の評価通達6の適用基準を確認する】令和4年最高裁判決の影響を受けた取引相場のない株式の評価に係る裁判例(東京地方裁判所(令和6年1月18日判決)、仙台薬局事件)の実務的検証(上)(下)」税理67巻6号197頁、同7号155頁(2024)ほか参照。
- 62) 主な判例評釈として、品川芳宣「判批」税理67巻15号130頁(2024)、倉見智充「判批」ジュリスト臨時増刊1610号156頁(2024)ほか参照。
- 63) 加藤友佳「判批」ジュリスト1607号11頁(2025)。
- 64) 吉沢健太郎「判批」ジュリスト1614号144頁(2025)。
- 65) 東京地判令和7年1月17日LEX/DB文献番号25617260。判例評釈として、品川芳宣「判批」TKC税研情報34巻4号19頁(2025)参照。
- 66) 主な判例評釈として、笹岡宏保「【評価通達6の最前線を確認する】評価通達6の定めによらない取引相場のない株式の価額算定の是非が争点とされた裁判例【東京地裁(令和7年1月17日判決)・東京高裁(令和7年6月19日判決)、【松本特定評価会社(株特)回避事件】】の実務的検証(上)(中)(中統)(完)」税理68巻10号136頁、同11号148頁、同12号133頁、同14号146頁(2025)、奥谷健「判批」税務Q&A273号88頁(2025)、木山泰嗣「判批」税理68巻14号136頁(2025)、山田重則「判批」税経通信80巻12号109頁(2025)ほか参照。
- 67) 品川芳宣「判批」TKC税研情報34巻6号96頁(2025)。
- 68) 山本・前掲注(53)96頁
- 69) 香取稔「租税負担の軽減行為が認められる事案について総則6項の適用と平等原則違反~東京高裁令和7年6月19日判決の検討を中心として~」T&A master 1084号12頁(2025)参照。
- 70) 山下清兵衛「のれん課税と評価基準の適用除外」税務弘報72巻5号69頁(2024)。
- 71) 加藤・前掲注(63)11頁。
- 72) 山本・前掲注(53)95頁参照。
- 73) 安井栄二「判批」税務Q&A257号66頁(2024)。
- 74) 酒井・前掲注(12)90頁、廣木準一「判批」ジュリスト1555号142頁(2021)。

財産評価基本通達総則6項の適用のあり方（貝測）

- 75) 増田英敏『リーガルマインド租税法』17、18頁（成文堂、第5版、2025）参照。
- 76) 芦部信喜『憲法』137頁（岩波書店、第8版、2023）。
- 77) 金子・前掲注（1）90頁。
- 78) 吉村典久「所得控除と応能負担原則——所得税法における主観的担税力の考慮——」金子宏『所得課税の研究』248頁参照（有斐閣、1991）、金子・前掲注（1）88、139頁。
- 79) 谷口勢津夫『税法の基礎理論——租税法律主義論の展開——』275頁（清文社、2021）、谷口勢津夫『税法基本講義』82頁（弘文堂、第8版、2025）参照。
- 80) 酒井克彦「相続財産としてのマンションの通達評価と個別評価（下）——評価手法の濫用的行為に対する最高裁の態度——」中央大学企業研究43号7頁（2023）。
- 81) 金子・前掲注（1）138頁、東京高判平成11年6月21日月報47巻1号184頁、増田英敏「最高裁令和4年4月19日判決の意義と問題点——通達によらない相続財産の評価と憲法適合性の検証——」税務訴訟16号43頁（2023）。
- 82) 比例原則に考え方については、棟居快行『人権論の新構成』136頁（信山社、改訂版、2008）、野中俊彦「『合理性の基準』の再検討」Law School 28号11頁（1981）、須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』219頁以下（法律文化社、2010）参照。
- 83) 芦部・前掲注（76）108頁。
- 84) 須藤・前掲注（82）219頁。
- 85) なお、本判決では総則6項の適用が認められる事情につき、「特別の事情」及び「特段の事情」という文言は使用されていない。
- 86) 泉山殖「非上場株式の営業権の評価及び評価通達6項の適否——東京地裁令和6年総則6項事件の検討」税務弘報73巻3号147頁（2025）、坂巻綾望「判批」新・判例解説Watch 37号231頁（2025）。
- 87) なお、本判決では総則6項の適用が認められる事情につき、「特別の事情」及び「特段の事情」という文言は使用されていない。
- 88) 藤間大順「判批」新・判例解説Watch・租税法195号4頁（2025）<https://lex.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-131952637_tkc.pdf>（最終閲覧日：2026年1月19日）参照。
- 89) 松田・前掲注（32）780頁。
- 90) 本件では、課税庁は純資産価額方式による価額を主張しており、これは評価通達の定める評価方法であるため、当該価額が時価であるか否かは問題になる可能性は低いと考えられる。
- 91) 財産評価基本通達逐条解説では、「取引価格を客観的交換価値すなわち相続税評価額として株式の評価に採用することには問題がある。」と解説されている。松田・前掲注（32）611頁。
- 92) 令和7年1月10日・東裁（諸）令6第103号「最高裁令和4年判決後初の不動産を巡る総則6項裁決」T&A master 1103号21頁（2025）。
- 93) 松田・前掲注（32）611頁参照。